

令和7年 4月 1日

特別養護老人ホーム寿生苑 重要事項説明書

社会福祉法人 今山会
特別養護老人ホーム寿生苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4071200317 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の体制（主たる職員）	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 代理人及び保証人	11
8. 苦情の受付について	11

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 今山会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡市西区田尻東三丁目 2705 番地の 1 |
| (3) 電話番号 | 092-806-8822 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西原 幸作 |
| (5) 設立年月 | 平成元年 5 月 8 日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的 適切な介護サービスを提供するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の心身機能の維持及び家族の身体的精神負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 寿生苑
- (4) 施設の所在地 福岡市西区田尻東三丁目 2705 番地の 1
- (5) 電話番号 0 9 2 - 8 0 6 - 8 8 2 2
- (6) 施設長（管理者）氏名 中 村 浩
- (7) 当施設の運営方針

基本理念

- ・敬愛の精神（うやまい、親しみの心を持って接します。）
- ・人権尊重（人と人との関わりを大切にします。）
- ・尊厳ある生活（人間らしい、あたりまえの生活を目指します。）

運営方針

- ・私達は、基本理念を遵守し、施設の社会的役割を果たします。
- ・私達は、「利用者様本位」の視点に立ち、施設を運営します。
- ・私達は、地域の社会資源となるために、自己研鑽します。

- (8) 開設年月 平成元年 1 2 月 1 日
- (9) 入所定員 8 0 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	2 室	新館（2 F 1 室・3 F 1 室）
2 人部屋	6 室	本館（1 F 1 室・2 F 3 室）新館（2 F 1 室・3 F 1 室）
4 人部屋	1 8 室	本館（1 F 3 室・2 F 9 室）新館（2 F 3 室・3 F 3 室）
合 計	2 6 室	
食堂	5 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 平行棒、リハビリマット、練習用ミラー、等
浴室	2 室	特殊浴・一般浴
医務室	1 室	
静養室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

○居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員体制（主たる職員）

職 種	員 数	区 分				常 勤 換 算 後 の 人 員	指 定 基 準	保 有 資 格
		常 勤		非 常 勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長	1	1				1	1	看護師
生活相談員	2	1	1			2	1	社会福祉士等
介護職員	38	18		20		28.3	26	介護福祉士等
看護職員	5	5				5	3	看護師・准看護師
介護支援専門員	1	1				2	1	介護支援専門員
機能訓練指導員	2	2				2	1	理学療法士等
医 師	2			2			2	内科、精神科
栄養士	2	2				1.8	1	管理栄養士

(短期入所生活介護職員を含む)

職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 日
施設長	常勤勤務（9:00～18:00）	4週8休
生活相談員 介護支援専門員	常勤勤務（9:00～18:00）	4週8休
介護職員	・早出(07:00～16:00) ・日勤A(09:00～18:00) ・日勤B(10:00～19:00) ・遅出(12:00～21:00) ・夜勤(16:00～ 10:00)	原則として4週8休
看護職員	・早出(07:00～16:00) ・日勤(09:00～18:00)	原則として4週8休
機能訓練指導員	・日勤(09:00～18:00)	原則として4週8休
医師	週2日 内科（月曜日）12:30～14:00 （木曜日）12:30～14:00 月2日 精神科（第1・3金曜日）14:00～16:00 勤務します。 ＊曜日が変更になる場合もあります	
管理栄養士	正規の勤務時間（09:00～18:00）常勤勤務	4週8休

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事等の介護

- ・心身の状況に応じた食事介助を行います。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・嘱託医師により、週2回の診察日を設けて健康管理に努めます。
- ・精神科医により、月2回の診察日を設けています。
- ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
- ・利用者が事業者と提携している協力病院に通院する場合は、事業者が介添えしますが、利用者又はその家族が希望される協力病院以外の医療機関については介添えできないことがあります。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞（契約書第 5 条参照）

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

＜1 ヶ月間を 30 日としたとき＞

要介護度	介護福祉施設サービス（Ⅰ） 従来型個室（1 割） 介護福祉施設サービス（Ⅱ） 多床室（1 割）		介護福祉施設サービス（Ⅰ） 従来型個室（2 割） 介護福祉施設サービス（Ⅱ） 多床室（2 割）	
	1 日の単位数	30 日の金額	1 日の単位数	30 日の金額
要介護 1	589 単位	18,466 円	589 単位	36,931 円
要介護 2	659 単位	20,660 円	659 単位	41,320 円
要介護 3	732 単位	22,949 円	732 単位	45,897 円
要介護 4	802 単位	25,143 円	802 単位	50,286 円
要介護 5	871 単位	27,306 円	871 単位	54,612 円

※3 割負担の場合は 1 割の金額の 3 倍になります。

介護保険適用時 加算費用	1 日の単位数	30 日として金額（1 割）
看護体制（Ⅰ） （Ⅱ）	4 単位	126 円
	8 単位	251 円
精神科医師療養指導	5 単位	157 円
夜勤職員配置（Ⅰ）ロ （Ⅱ）ロ	13 単位	408 円
	16 単位	502 円
栄養マネジメント強化	11 単位	345 円
日常生活継続支援	36 単位	1,129 円
個別機能訓練（Ⅰ） （Ⅱ）	12 単位	377 円
	20 単位（月）	21 円
安全対策体制	20 単位（月）	21 円
口腔衛生管理	110 単位（月）	115 円
若年性認知症入所者受入	120 単位	3,762 円
看取り介護	72 単位	75 円（1 日）
	144 単位	151 円（1 日）
	680 単位	711 円（1 日）
	1,280 単位	1,338 円（1 日）
サービス提供体制強化 Ⅲ	6 単位	189 円
初期加算	30 単位	941 円
褥瘡マネジメント（Ⅰ） （Ⅱ）	3 単位（月）	3 円
	13 単位（月）	16 円

排せつ支援 (Ⅰ)	10 単位 (月)	11 円
(Ⅱ)	15 単位 (月)	16 円
(Ⅲ)	20 単位 (月)	21 円
ADL 維持 (Ⅰ)	30 単位 (月)	31 円
(Ⅱ)	60 単位 (月)	63 円
科学的介護推進体制 (Ⅰ)	40 単位 (月)	42 円
(Ⅱ)	50 単位 (月)	53 円
自立支援促進	280 単位 (月)	293 円
協力医療機関連携 (Ⅰ)	50 単位 (月)	53 円
(Ⅱ)	5 単位 (月)	6 円
感染対策向上 (Ⅰ)	10 単位 (月)	11 円
(Ⅱ)	5 単位 (月)	6 円
生産性向上推進体制 (Ⅰ)	100 単位 (月)	105 円
(Ⅱ)	10 単位 (月)	11 円
介護職員等処遇改善 (Ⅰ)	総単位数×140/1000	
(Ⅱ)	総単位数×136/1000	
(Ⅲ)	総単位数×113/1000	
(Ⅳ)	総単位数×90/1000	
	金額は要介護度により異なる	

○上記加算は、該当するもののみ算定いたします。2 割負担の方は 2 倍、3 割負担の方は 3 倍になります。

○ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○ご契約者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。(1 日当たり)

1. サービス利用料金	246 単位×10.45	2,570 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,570×0.9	2,313 円
3. 自己負担額 (1－2)	2,570－2,313	257 円

但し、入院又は外泊の初日及び最終日は正規の金額になります。

○その他、経口移行加算・経口維持加算等が利用対象者ごとに算定されます。

※利用者負担として費用の 1 割・2 割・3 割の他に、食費（1 日当り 1,445 円）と居住費（1 日当り（従来型個室 1,231 円、多床室 915 円）を負担していただくこととなりますが、介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所している方で、利用者負担割合 5 % 以下の方は、軽減措置延長の趣旨を踏まえ、負担軽減措置があります。

※高額介護サービス費の制度

現在、保険給付の1割は利用者の方にご負担頂いていますが、1割負担の合計額が下記の金額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

利用者負担	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
金額	44,400円	24,600円	15,000円	15,000円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①理髪・美容

[理髪サービス]

月に3回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり実費

②貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを1ヶ月毎にご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 200円

③食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食費のうち、利用者負担となるものは「食材料費」+「調理費」相当です。
- ・1日1食でも食された場合には、下記金額（1日当り）を支払うものとします。

利用者負担	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
金額	1,445円	1,360円	650円	390円	300円

(食事時間)

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30

但し利用者の状態により食事時間が変更になる可能性があります。

④居住費

・居室は、多床室、従来型個室の2つあります。

多床室は、光熱水費相当

従来型個室は、室料と光熱水費相当

外泊加算を算定する時にも居住費は徴収致します。

利用者は、上記居室を使用した場合は、下記金額(1日当り)を支払うものとします。

利用者負担	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
多床室	915円	430円	430円	0円
従来型個室	1,231円	880円	480円	380円

⑤契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から

現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (1日当たり:円)

ご契約者の要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	多床室	7,065円	7,792円	8,509円	9,236円	9,953円
	従来型個室	6,430円	7,157円	7,874円	8,601円	9,318円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 7,065円

上記金額の他に食費(1日1,445円) 居住費(多床室915円・従来型個室1,231円)を頂きます。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日迄に契約者にご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ・金融機関口座からの自動引落
ご利用できる金融機関：ゆうちょ・西日本シティ銀行・福岡銀行・佐賀銀行等
詳しくは、担当職員にお聞き下さい。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

◆医療機関の名称	今津赤十字病院
所在地	福岡市西区大字今津 3 7 7
診療科	精神科、内科
◆医療機関の名称	福岡豊栄会病院
所在地	福岡市西区田尻東三丁目 2 7 0 3 - 1
診療科	外科、内科、整形外科

②協力歯科医療機関

◆医療機関の名称	サンデンタルクリニック
所在地	福岡市早良区田村 6 丁目 21 番 28 号
◆医療機関の名称	小笹歯科医院
所在地	糸島市前原中央 2 丁目 3 番 45 号

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 14 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
但し、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までは、要支援と判定された方も経過措置として、施設利用ができます。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷

つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月遅延した場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 7 日間を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について＊（契約書第 19 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1 日あたり 2 5 3 円

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 代理人及び保証人（契約書第 10 条参照）

入所契約にあたり、代理人及び保証人を定めて頂きます。

- ・代理人及び保証人は、契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの利用料金の支払いを、契約者と連帯してその履行の責任を負っていただきます。
- ・上記の他、契約者が、医療機関に入院する場合に、入院申し込みや費用の支払いなど入院手続きを円滑に行うこと。
- ・契約継続が終了した場合に、契約者のご状態に応じた受け入れ先を事業者は確保し、受け入れ先との契約など必要な手続きをとっていただきます。
- ・契約が終了した場合に、残置物の引き取りをお願いします。

引き取りに際して、必要な相当期間が過ぎても引き取りをされない場合は、当該残置物を引き取られない場合、事業者は代理人または、保証人に引き渡します。

ただし、その引き渡しに関わる費用は契約者または、引き取り人の負担といたします。

- ・初回契約時の代理人、及び保証人が継続しがたい事象が発生した場合は、新たに代理人、及び保証人を立てるようお願いいたします。

※ただし、親族が居られないなど、社会通念上、代理人及び保証人を立てることが出来ないと思われる場合は、これを立てないことができます。

8. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | | |
|----------|-----------------|--------|
| ○苦情受付担当 | 塩田 弓子 | ○第三者委員 |
| [職名] | 生活相談員 | 加来野 靖 |
| ○苦情解決責任者 | 中 村 浩 | 三 苫 高明 |
| [職名] | 施設長 | |
| ○受付時間 | 毎週日曜日～土曜日 | |
| | 9：30～17：30 | |
| ○苦情受付窓口 | 電話：092-806-8822 | |

苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・相談及び苦情があった場合、相談担当者が相談者へ連絡を取り面談や自宅訪問等の方法により状況の把握を行います。
- ・相談担当者は、当該担当者に状況の説明を求め、検討会議を実施し、利用者や家族からの相談及び苦情に対する対応を協議します。
- ・協議された事項及び対応について速やかに相談者に報告、説明し、理解協力を得ます。（検討対応に2日以上要するときは、相談者にその旨を連絡し、承諾を得ること）
- ・相談及び苦情の内容、検討事項、結果などについては、記録台帳に記載するとともに、再発防止に役立てます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡市西区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市西区内浜1丁目4-1 電話番号 092-895-7063 FAX 092-881-5874 受付時間 9:00～17:00 (平日)
福岡市東区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市東区箱崎2丁目54-1 電話番号 092-645-1071 FAX 092-631-2191 受付時間 9:00～17:00 (平日)
福岡市博多区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市博多区博多駅前2丁目19-24 電話番号 092-419-1078 FAX 092-441-1455 受付時間 9:00～17:00 (平日)
福岡市中央区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市中央区大名2丁目5-31 電話番号 092-718-1145 FAX 092-771-4955 受付時間 9:00～17:00 (平日)
福岡市南区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市南区塩原3丁目25-3 電話番号 092-559-5127 FAX 092-512-8811 受付時間 9:00～17:00 (平日)
福岡市城南区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市城南区鳥飼6丁目1-1 電話番号 092-833-4102 FAX 092-822-2133 受付時間 9:00～17:00 (平日)
福岡市早良区役所 介護保険担当課	所在地 福岡市早良区百道2丁目1-1 電話番号 092-833-4352 FAX 092-831-5723 受付時間 9:00～17:00 (平日)
糸島市役所 介護保険担当課	所在地 糸島市前原西1-1-1 電話番号 092-332-2070 FAX 092-321-1139 受付時間 9:00～17:00 (平日)
国民健康保険団体連合会	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7856 受付時間 9:00～17:00 (平日)
福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会)	所在地 春日市原町3丁目1番地7(クローバープラザ4階) 電話番号 092-915-3511 FAX 092-584-3790 受付時間 9:00～17:00 (平日)

9. 高齢者虐待相談窓口

高齢者虐待防止法の制定により、養介護施設には、虐待を発見し、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報する義務が課せられているため発見時には制度に則り対応致します。

行政相談窓口

福岡市役所保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課

住所：福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

電話：092-711-4319

10. 非常災害対策

施設は、非常災害防止と入所者の安全を図るため非常災害時の取り組み対策は、次のとおりとする。

- ・消火訓練、避難誘導訓練（昼間・夜間）の訓練実施。
- ・消防署による教育研修で、災害の怖さ、常日頃からの災害防止の重要性等の防災意識の向上及び徹底。
- ・災害発生時には、緊急連絡網に従い連絡し対応する。

11. 事故発生の防止及び事故発生時の対応

施設内において、事故発生の防止のために、対策委員会を設置し施設の整備及び知識を深めます。また、事故発生した場合は、事故を分析し改善策を施設全体で共有し再発防止につなげます。

施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

12. 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続

- 1) 施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供時において、緊急やむを得ず身体拘束を行う際は、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件を満たし、かつ、身体拘束委員会で検討し、その必要性の確認を行い、委員会の内容を記録するものとする。
- 2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

13. 褥瘡防止対策

褥瘡予防に関わる施設における整備や褥瘡に関する基礎知識を持つために、施設内において対策委員会を設置すると共に、定期的に職員研修会を行い、褥瘡発生の予防に努めます。

14. 感染症対策について

感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐため、日常よりマニュアルに従ってその予防に努めると共に、感染症対策委員会を設置し、月1回開催しその結果を職員に周知致します。又、感染症の発生が疑われる際には対処手順に従い対応いたします。また、年1回以上職員研修を実施し、感染症及び食中毒予防に対する知識と意識を向上させて参ります。

15. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を討するのための委員会を定期的に開催します。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 寿生苑

説明者職名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

代理人・連帯保証人 印

連帯保証人 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 3286.16㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 定員 6名

通所介護及び介護予防通所介護 定員 35名

通所介護及び介護予防通所介護 定員 35名

居宅介護支援事業所

訪問介護及び介護予防訪問介護

生活支援ハウス 定員 9名

(4) 施設の周辺環境

施設周辺には野鳥の観察で有名な今津湾があり、近くには中学校、高校等もある文教地区でもある。更に住宅地の中に位置し静かな生活環境である。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

4名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

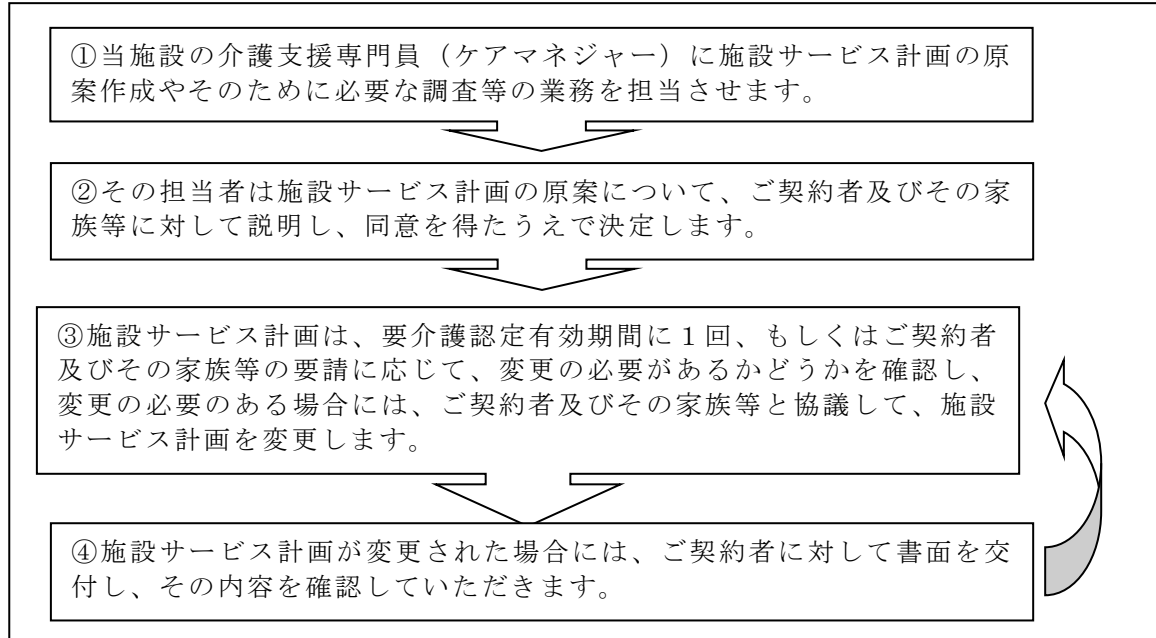
医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、ペット、薬物、その他事務所までご相談下さい。

＊貴重品・貴金属等は紛失や破損の恐れがあります。万が一紛失や・破損した場合は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 面会

面会時間 9：00～21：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

特に年末年始、お盆にはご利用者様もご家庭で過ごされましたら、大変喜ばれると存じますので是非ご検討頂きますよう宜しくお願いします。

尚、外出・外泊が困難な方は、ご面会を宜しくお願い致します。

(4) 食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 情報の開示について（契約書第7条参照）

介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じて閲覧できます。看護及び介護記録等の閲覧を希望される際は、事務所の生活相談員へ申し出てください。

8. 第三者評価について

第三者評価は実施していません。福岡県や福岡市のホームページ掲載の介護サービス情報公表システムをご参照ください。